

○綾川町ふるさと納税記念品贈呈要綱

平成 24 年 3 月 21 日

告示第 7 号

(目的)

第 1 条 この告示は、綾川町に対しふるさと納税を行った町外在住の個人の者(以下「寄附者」という。)に対して、綾川町の特産品等(以下「特産品等」という。)を贈呈し、感謝の意を表することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地元事業者 町内に本社又は主たる事業所(工場等を含む。)を有する法人その他の団体又は個人事業者をいう。

(2) 特産品等 町内で製造、加工、採取、栽培等する商品又は地元事業者が取扱う商品及び提供するサービスをいう。

(3) ふるさと納税応援事業者(以下「応援事業者」という。) 町長の承認を受けた地元事業者をいう。

(対象者)

第 3 条 特産品等は、ふるさと納税の額が 3 万円以上となる寄附者に贈呈するものとする。ただし、寄附者が希望しない場合は、贈呈は行わないものとする。

(贈呈)

第 4 条 特産品等の贈呈は、1 人につき 1 年度内 1 回を限度とする。

2 特産品等は、次の各号に掲げる 1 回当たりのふるさと納税の金額に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、送料は除くものとする。

(1) 5,000 円以上 10,000 円未満 2,000 円相当の特産品等

(2) 10,000 円以上 20,000 円未満 4,000 円相当の特産品等

(3) 20,000 円以上 30,000 円未満 8,000 円相当の特産品等

(4) 30,000 円以上 50,000 円未満 12,000 円相当の特産品等

(5) 50,000 円以上 100,000 円未満 20,000 円相当の特産品等

(6) 100,000 円以上 40,000 円相当の特産品等(特産品等の選定)

(特産品等の選定)

第 5 条 特産品等は、応援事業者が提供できるものから選定する。

(贈呈の方法)

第 6 条 特産品等の贈呈は、ふるさと納税の受領確認後、寄附者に発送するものとする。

ただし、季節により収穫する特産品等がある場合は、その収穫時期に発送するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月1日告示第2号)

(施行期日)

この告示は、平成28年12月28日から施行する。